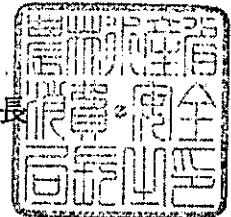


元消安第4446号  
令和2年1月21日

埼玉県知事 殿

農林水産省消費・安全局長



「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」の一部改正について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第23条第1号の該当性を判断するための基準については、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知。以下「本通知」という。）に定められているところです。

今般、本通知について、別紙の新旧対照表のとおり、飼料中の農薬成分の管理基準を設定又は改正をしました。

つきましては、下記の事項を御留意の上、貴管下の飼料の製造業者、輸入業者、販売業者等に御周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 管理基準を新たに設定したスルホキサフロル、フルピリミン及びメタアルデヒドの基準の対象物質は、親化合物のみであること。
- 2 注4の稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米の乾物の割合（水分の割合）は、飼料分析基準の制定について（平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知）に定められた水分の定量方法又はこれと同等以上の方法により測定すること。また、乾物の割合（水分の割合）が不明の場合は、注4に記載の割合を用いること。



(別紙)

○「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
(略)	(略)	(略)	(略)
別紙2	別紙2	別紙2	別紙2
管理基準	管理基準	管理基準	管理基準
単位: mg/kg		単位: mg/kg	
種類	有害物質名	有害物質名	種類
農薬	(略)	(略)	農薬
	エトフェンプロックス	エトフェンプロックス	
	初米	初米	
	(略)	(略)	
	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びびベノル	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びびベノル	
	5	5	0.1
	稲莖酢粗飼料	稲莖酢粗飼料	稲莖酢粗飼料

(略)	(略)	(略)
スピノサド	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
チアメトキサム	稲わら	20
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
テブプロキン	(略)	(略)
(略)	籾米	2
(略)	(略)	(略)
フェリムゾン	(略)	(略)
	稲発酵粗飼料	0.2
	(略)	(略)
フルジオキサニル	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
スピノサド	(略)	(略)
ムルホキサフロル	稲わら	4
(略)	(略)	(略)
チアメトキサム	稲わら	2
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
テブプロキン	(略)	(略)
(略)	籾米	3
(略)	(略)	(略)
フェリムゾン	(略)	(略)
	稲発酵粗飼料	5
	(略)	(略)
フルジオキサニル	(略)	(略)

フルピリミン	稲わら	7	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	籾米	9	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
プロベナゾール	稲わら	8	プロベナゾール	稲わら	3
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
馬拉チオン	(略)	(略)	馬拉チオン	(略)	(略)
メタアルデヒド	稲わら	0.7	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	稲発酵粗飼料	0.3	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
重金属等	(略)	(略)	重金属等	(略)	(略)
かび毒	(略)	(略)	かび毒	(略)	(略)
その他	(略)	(略)	その他	(略)	(略)

注1～3 (略)

注1～3 (略)

4. 農業の欄に掲げる基準の対象となる稲わら又は稲発酵粗飼料は、

4. 基準の対象となる稲わら又は稲発酵粗飼料は、飼料及び飼料添加

飼料及び飼料添加物の成分等に関する省令（昭和51年農林省令35号）の別表第1の1の（1）のセに定める牧草の基準値の対象に含まれない。なお、農薬の欄に掲げる基準は、乾物の割合を稲わらで90%（水分の割合10%）、稲発酵粗飼料で40%（水分の割合60%）、米粉で88%（水分の割合12%）としたときの値である。

5（略）

物の成分等に関する省令（昭和51年農林省令35号）の別表第1の1の（1）のセに定める牧草の基準値の対象に含まれない。

5（略）

(通知先一覧)

各都道府県知事

各地方農政局長

内閣府沖縄総合事務局長

北海道農政事務所長

全国農業協同組合中央会会長  
全国農業協同組合連合会代表理事理事長  
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長  
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長  
一般社団法人全国農業会議所会長  
一般社団法人全国農業改良普及支援協会会長  
公益社団法人全国農業共済協会会長  
公益社団法人畜産技術協会会長  
公益社団法人中央畜産会会長  
公益社団法人日本農業法人協会会長  
一般社団法人日本くん蒸技術協会会長  
一般社団法人日本植物防疫協会理事長  
一般社団法人農林水産航空協会会長  
一般社団法人日本科学飼料協会理事長  
公益財団法人日本植物調節剤研究協会理事長  
公益社団法人緑の安全推進協会会長  
公益財団法人日本肥糧検定協会理事長  
農業工業会会長  
全国農業協同組合理事長  
全国油脂事業協同組合連合会会長  
一般社団法人日本植物油協会会長  
一般社団法人日本畜産副産物協会会長  
一般社団法人日本飼料用米振興協会理事長  
一般社団法人日本精米工業会会長理事  
一般財団法人全国瑞穂食糧検査協会理事長  
一般社団法人全国米麦改良協会会長  
公益社団法人米穀安定供給確保支援機構理事長  
全国稲作経営者会議会長  
全国米穀工業協同組合理事長  
全国飼料卸協同組合理事長  
一般社団法人日本草地畜産種子協会会長  
公益社団法人配合飼料供給安定機構理事長

飼料輸出入協議会理事長  
日本国際貿易促進協会会長  
協同組合日本飼料工業会会長  
全国肉牛事業協同組合理事長  
全国肉用牛経営者会議会長  
一般社団法人全国肉用牛振興基金協会代表理事会長  
一般社団法人日本家畜商協会会長  
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長  
一般社団法人全国酪農協会会長  
一般社団法人中央酪農会議会長  
一般社団法人Jミルク会長  
一般社団法人日本養豚協会会長  
全国養鶏経営者会議会長  
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長  
一般社団法人全国鶏卵養鶏団体連合会代表理事会長  
一般社団法人日本鶏卵生産者協会会長  
一般社団法人日本食鳥協会会長  
一般社団法人日本種鶏孵卵協会会長理事  
一般社団法人日本養鶏協会会長  
一般財団法人残留農薬研究所理事長  
一般財団法人食品環境検査協会理事長  
一般財団法人生物科学安全研究所理事長  
一般財団法人日本食品分析センター理事長  
一般財団法人日本穀物検定協会代表理事会長  
一般財団法人日本食品検査理事長

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター理事長  
独立行政法人 家畜改良センター理事長  
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構理事長

(参考：反映版（農薬の部分に限る。))

## 飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について

昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知  
最終改正 令和2年1月21日付け元消安第4446号農林水産省消費・安全局長通知

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第23条においては、有害な物質を含む飼料等の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、有害な物質を含む飼料等の製造、輸入、販売又は使用の禁止が定められています。

同条第1号に掲げる有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料に該当するかどうかを判断するための基準について、下記のとおり定めていますので、貴会傘下の会員（組合員）に対する工程管理の周知徹底につき御協力をお願いします。

### 記

- 1 別紙1の指導基準を超えた飼料については、法第23条第1号に掲げる有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料に該当する飼料に該当する。
- 2 別紙2の管理基準を超えた飼料については、直ちに法第23条第1号に掲げる飼料に該当しないが、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「農林水産省」という。）が、飼料から畜産物への移行性や家畜等への影響の状況等を総合的に勘案した上で法第23条第1号に掲げる飼料に該当するか判断する。
- 3 事業者による工程管理の自主検査等により指導基準又は管理基準を超えた飼料が確認された場合には、事業者は、農林水産省に速やかに報告すること。
- 4 指導基準又は管理基準を超えた場合には、飼料の製造等の工程管理が適切に実施されていなかった可能性があることから、事業者は、関係者と協力して原因究明を行い、同様の事例が再発することのないよう努めること。
- 5 本基準に係る分析法は、「飼料分析基準」（平成20年4月1日付け19消安第14729号）によるものとする。



別紙 1 (略)

別紙 2

管理基準

単位：mg/kg

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	2, 4-D	稲わら	1
		稲発酵粗飼料	1
	MCPA	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	1
	アゾキシストロビン	稲わら	5
		稲発酵粗飼料	1
		粃米	2
	イソチアニル	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	0.7
		粃米	0.3
	イソプロカルブ	稲わら	1
		稲発酵粗飼料	0.1
	イソプロチオラン	稲わら	40
		稲発酵粗飼料	20
		粃米	15
	イプロベンホス	稲わら	15
	イミダクロプリド	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	3
		粃米	3
	エチプロール	稲わら	3
粃米		1	
エディフェンホス	稲わら	10	
	稲発酵粗飼料	1	
エトフェンプロックス	稲わら	30	
	稲発酵粗飼料	10	

	粳米	20
オキサジクロメホン	稲わら	0.3
	稲発酵粗飼料	0.1
オキサリニック酸	稲わら	10
	稲発酵粗飼料	0.1
	粳米	3
オリサストロピン	稲わら	5
	稲発酵粗飼料	0.7
	粳米	1
カルプロバミド	稲わら	3
	稲発酵粗飼料	0.7
カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	稲わら	20
	稲発酵粗飼料	5
	粳米	5
カルボスルファン	稲わら	0.7
	稲発酵粗飼料	1
キノクラミン	稲わら	0.3
	稲発酵粗飼料	0.1
	粳米	0.05
クミルロン	稲わら	2
グリホサート	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.2
グルホシネート	稲わら	0.5
	稲発酵粗飼料	0.1
クロチアニジン	稲わら	10
	稲発酵粗飼料	1
	粳米	5
クロマフェノジド	稲わら	5
	粳米	3

クロラントラニリプロール	稲わら	0.1
	稲発酵粗飼料	0.05
クロロタロニル	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1
シアントラニリプロール	稲わら	0.05
	稲発酵粗飼料	0.2
ジクワット	稲わら	0.05
	稲発酵粗飼料	0.05
ジノテフラン	稲わら	10
	稲発酵粗飼料	5
	粃米	15
シハロホップブチル	稲わら	2
	稲発酵粗飼料	0.1
	粃米	2
シメコナゾール	稲わら	3
	粃米	0.3
ジメタメトリン	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1
シラフルオフエン	稲わら	20
	粃米	15
スピネトラム	稲わら	0.7
	稲発酵粗飼料	0.3
スピノサド	稲わら	0.5
	稲発酵粗飼料	0.2
スルホキサフロル	稲わら	4
ダイアジノン	稲わら	2
	稲発酵粗飼料	1
ダイムロン	稲わら	0.7
	稲発酵粗飼料	0.2

チアクロプリド	稲わら	0.5
	稲発酵粗飼料	0.2
チアメトキサム	稲わら	2
	稲発酵粗飼料	0.1
	粃米	3
チウラム	稲わら	0.04
	稲発酵粗飼料	0.02
テブフェノジド	稲わら	20
	稲発酵粗飼料	10
テブフロキン	稲わら	20
	粃米	3
トリクロルホン	稲わら	2
	粃米	2
トルプロカルブ	稲わら	2
	稲発酵粗飼料	1
	粃米	1
ニテンピラム	稲わら	2
	稲発酵粗飼料	1
	粃米	1
パクロブトラゾール	稲わら	0.7
パラコート	稲わら	0.3
	稲発酵粗飼料	0.05
ハロスルフロンメチル	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1
ヒドロキシイソキサゾール	稲わら	1
	稲発酵粗飼料	0.1
	粃米	0.5
ピメトロジン	稲わら	1
ピリミノバックメチル	稲わら	0.2

	稲発酵粗飼料	0.2
ピロキロン	稲わら	3
	稲発酵粗飼料	0.5
	粃米	0.3
フィプロニル	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1
フェノキサスルホン	稲わら	0.15
	稲発酵粗飼料	0.03
フェノキサニル	稲わら	30
	稲発酵粗飼料	3
フェノブカルブ	稲わら	5
	稲発酵粗飼料	5
	粃米	3
フェリムゾン	稲わら	20
	稲発酵粗飼料	5
	粃米	5
フェンチオン	稲わら	2
	稲発酵粗飼料	0.1
フェントエート	稲わら	2
	稲発酵粗飼料	1
	粃米	0.7
フサライド	稲わら	130
	稲発酵粗飼料	30
ブプロフェジン	稲わら	25
	稲発酵粗飼料	15
	粃米	10
フラメトピル	稲わら	3
	稲発酵粗飼料	0.5
	粃米	0.5

フルジオキサニル	稲わら	0.05
	稲発酵粗飼料	0.1
フルピリミン	稲わら	7
	粃米	9
フルトラニル	稲わら	20
	稲発酵粗飼料	5
	粃米	5
プロクロラス	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1
プロヘキサジオンカルシウム塩	稲わら	0.2
プロベナゾール	稲わら	8
	稲発酵粗飼料	0.7
	粃米	0.3
プロモブチド	稲わら	2
	稲発酵粗飼料	0.5
ペノキススラム	稲わら	0.2
	稲発酵粗飼料	0.1
	粃米	0.1
ベンスルフロンメチル	稲わら	0.1
	稲発酵粗飼料	0.05
ベンゾフェナップ	稲わら	0.7
	稲発酵粗飼料	0.2
ベントゾン	稲わら	0.3
	稲発酵粗飼料	0.1
ベンチオカーブ	稲わら	0.1
	稲発酵粗飼料	0.1
ペンディメタリン	稲わら	0.02
ベンフレセート	稲わら	0.3
	稲発酵粗飼料	0.2

マラチオン	稲わら	0.2
	粃米	2
	稲発酵粗飼料	0.3
メタアルデヒド	稲わら	0.7
	稲発酵粗飼料	0.3
メタラキシル	稲わら	0.5
	稲発酵粗飼料	0.2
メトキシフェノジド	稲わら	5
	稲発酵粗飼料	2
	粃米	2
メトミノストロピン	稲わら	5
	粃米	2
メプロニル	稲わら	25
	稲発酵粗飼料	10
	粃米	7
モリネート	稲わら	0.3
	稲発酵粗飼料	0.1
重金属等	(略)	(略)
かび毒	(略)	(略)
その他	(略)	(略)

注1 基準の対象となる配合飼料には、混合飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）を含み、養殖水産動物用飼料は含まない。

2 「乾牧草等」は、乾牧草、ハイキューブ、稲わら、綿実及びビートパルプを指す。

3 「肉骨粉」には、家きん処理副産物を含む。

4 農薬の欄に掲げる基準の対象となる稲わら又は稲発酵粗飼料は、飼料及び飼料添加物の成分等に関する省令（昭和51年農林省令35号）の別表第1の1の（1）のセに定める牧草の基準値の対象に含まれない。なお、農薬の欄に掲げる基準は、乾物の割合を稲わらで90%（水分の割合10%）、稲発酵粗飼料で40%（水分の割合60%）、粃米で88%（水分の割合12%）としたときの値である。

5 基準の対象となるとうもろこしは、外皮、ひげ及びしんを除いた種子を指す。